

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第 1 号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について
 新旧対照表 (傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
記	記
<p>1 役務取引許可の対象 (1) ~ (3) (略)</p> <p>2 技術提供取引の許可 (1) ~ (5) (略)</p> <p>3 許可を要しない技術提供取引 (1) ~ (3) (略) (4) プログラムであって、次に掲げるものを提供する取引(ただし、ア、ウ又はカに該当する場合であっても、<u>輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域以外の地域において提供する取引にあつては、貿易外省令第 9 条第 1 項第 4 号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。</u>)</p> <p>ア~オ (略)</p> <p>カ 外為令別表の 8 の項 (2) に該当するプログラムのみであつて、貨物等省令第 7 条第 3 号ロのみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のもののうち、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであつて、同表の 1 から 15 までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないもの。</p>	<p>1 役務取引許可の対象 (1) ~ (3) (略)</p> <p>2 技術提供取引の許可 (1) ~ (5) (略)</p> <p>3 許可を要しない技術提供取引 (1) ~ (3) (略) (4) プログラムであつて、次に掲げるものを提供する取引</p> <p>ア~オ (略)</p> <p>カ 外為令別表の 8 の項 (2) に該当するプログラム(外為令別表の 16 の項に該当するものを含む。)のみであつて、貨物等省令第 7 条第 3 号ロのみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のものうち、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであつて、同表の 1 から 15 までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないもの。ただし、<u>当該プログラムを提供する取引が貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 1 項第 4 号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成 12 年通商産業省告示第 748 号。以下「告示」という。)</u>の規定に該当する場合(輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域において提供することを目的とする取引を除く。)及び貿易外省令第 9 条第 1 項</p>

キ (略)

(5) (略)

別紙1 外為令別表(貨物等省令を含む。)中解釈を要する語

外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
2 ~ 15	(略)	(略)
16	関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術	関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。

第4号口の規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けた場合は、この限りでない。

キ (略)

(5) (略)

別紙1 外為令別表(貨物等省令を含む。)中解釈を要する語

外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
2 ~ 15	(略)	(略)
16	貨物等省令第14条の2に該当する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術	貨物等省令第14条の2に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第14条の2に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。

貨物等省令
第14条の
2第85号
に該当する
貨物の使用
に専ら係る
技術

アプリケーションプログラムであって、ロ
ケット搭載用の電子計算機を使用するた
めに特別に設計又は変更されたプログラム以
外のものを除く。

別紙2 (略)

別紙2-2 (略)

1 役務取引の許可

外為法第25条第1項第1号の規定に基づく役務取引の許可事務
は、次の区分により行う。

(1) (略)

(2) 役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引
の許可を行う取引

(ア) 取扱要領の の - 1の二の2の規定に基づき貿易経
済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平
成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項
8第21号。以下「一般包括通達」という。)の の1
の(2)の第1種一般包括役務取引許可の範囲(以下「
第1種一般包括役務取引許可範囲」という。)における
取引(取扱要領の の - 1の四の2の(1)、(2)
及び(3)の規定中第1種一般包括役務取引許可の効力
を失うものとされる取引及び(5)の規定に基づき第1
種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引
並びに本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課
が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役
務取引契約による取引を除く。)

(イ) 取扱要領の の - 2の二の2の規定に基づき貿易経
済協力局長が別に定める一般包括通達の の1の(2)

別紙2 (略)

別紙2-2 (略)

1 役務取引の許可

外為法第25条第1項第1号の規定に基づく役務取引の許可事務
は、次の区分により行う。

(1) (略)

(2) 役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引
の許可を行う取引

(ア) 取扱要領の の - 1の二の2の規定に基づき貿易経
済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平
成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項
8第21号。以下「一般包括通達」という。)の の1
の(2)の第1種一般包括役務取引許可の範囲(以下「
第1種一般包括役務取引許可範囲」という。)における
取引(取扱要領の の - 1の四の2の(1)、(2)
、(3)及び(5)の規定に基づき第1種一般包括役務
取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の
1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許
可を行うこととされている取引を含む役務取引契約によ
る取引を除く。)

(イ) 取扱要領の の - 2の二の2の規定に基づき貿易経
済協力局長が別に定める一般包括通達の の1の(2)

の第2種一般包括役務取引許可の範囲（以下「第2種一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領の の - 2の四の2の（2）及び（3）の規定中第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び（4）の規定に基づき第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1（2）イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。）

イ（略）

2及び3（略）

別紙3 役務取引許可申請書の添付資料等

第1 役務取引許可申請に必要な書類

（1）～（8）（略）

注1～注5（略）

注6 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第1項第4号のイ又はロに該当する場合には、その旨を申請理由書（参考様式1）に記載すること。

また、イに該当する場合には、告示の該当号についても記載すること。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 基本的注意事項

（1）～（3）（略）

2 申請書記載上の注意事項

（1）～（3）（略）

（4）取引の概要

～（略）

の第2種一般包括役務取引許可の範囲（以下「第2種一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領の の - 2の四の2の（2）、（3）、（4）及び（5）の規定に基づき第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1（2）イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。）

イ（略）

2及び3（略）

別紙3 役務取引許可申請書の添付資料等

第1 役務取引許可申請に必要な書類

（1）～（8）（略）

注1～注5（略）

注6 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第1項第4号のイ又はロに該当する場合には、その旨を申請理由書（参考様式1）に記載すること。

また、イに該当する場合には、告示の該当号についても記載すること。

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 基本的注意事項

（1）～（3）（略）

2 申請書記載上の注意事項

（1）～（3）（略）

（4）取引の概要

～（略）

役務の内容

提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するのかを具体的に記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなされる場合は所属・人数についても記載すること。

例 1 ~ 例 4 (略)

(5) 支払等の関係 (略)

別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 参考様式 4 (略)

役務の内容

提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するのかを具体的に記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなされる場合は所属・人数についても記載すること。

なお、外為令別表の 1 6 の項での申請の場合であって、当該技術が外為令別表の 5 の項から 1 5 の項にも該当する場合には、これについても同様に記載すること。

例 1 ~ 例 4 (略)

(5) 支払等の関係 (略)

別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 参考様式 4 (略)